

成蹊学園固定資産及び物品調達等の契約に係る

取引停止等の取扱要綱

制 定 2007年11月16日
学 内 理 事 会
改 正 2020年3月17日
理 事 長

(目的)

第1条 この要綱は、不動産調達規則第13条、固定資産及び物品調達規則第14条及び業務委託に関する規則第10条の規定に基づき、学校法人成蹊学園（以下「学園」という。）が発注する建設工事、固定資産及び物品の調達並びに業務の委託の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止)

第3条 財務を担当する常務理事（以下「統括責任者」という。）は、契約に係る業者が、次のいずれかに該当する場合は、当該業者について取引停止を行うものとする。

(1) 別表の措置要件に該当する場合

(2) 前号のほか、特に必要があると認められた場合

2 前項第1号に該当する場合の取引停止の期間は、情状に応じて別表及びこの要綱の定めるところにより決定するものとし、前項第2号に該当する場合の取引停止の期間は、別表を参考に個別に決定するものとする。

3 別表の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後知りえたときは、取引停止措置は講じないものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が1つの事案により別表の2つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1及び別表第2第1項から第3項までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1及び別表第2第1項から第3項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 統括責任者は、業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 統括責任者は、業者について、極めて悪質な理由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24カ月を超える場合は、24カ月)まで延長することができるものとする。

5 統括責任者は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったときは、別表及び前4項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 統括責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになった

と認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

- 7 統括責任者は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の通知)

第5条 統括責任者は、第3条の規定により取引停止を行い、前条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、ただちに当該業者に対し、事実関係の概要、措置の内容、その理由その他必要事項を通知するものとする。

- 2 統括責任者は、前項の通知をしたときは、各予算執行部署に対し、すみやかに措置の相手方、措置の内容及びその理由を通知するものとする。

(指名等の取消し)

第6条 各予算執行部署は、取引停止された業者について見積書の提出を依頼している場合は、これを取り消すものとする。

(下請等の禁止)

第7条 統括責任者は、取引停止の期間中の業者が学園の契約に係る全部又は一部を下請けし、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請けし、又は受託している場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 統括責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2007年11月16日制定)

この要綱は、2007年11月16日から施行する。

附 則 (2013年3月22日一部改正)

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2013年10月4日一部改正)

この要綱は、2013年10月4日から施行する。

附 則 (2020年3月17日一部改正)

この要綱は、2020年3月17日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係) 事故等に基づく取引停止の措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 学園発注の契約に係る手続きにおいて、必要として求めた提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(過失による粗雑な契約の履行) 2 学園発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。) 3 前項に掲げる場合のほか、学園発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内 当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
(工事事故) 4 学園発注の建設工事の施工に当たり、次のイ又はロに掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。 イ 工事関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合 ロ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内 2週間以上4カ月以内

別表第2（第3条、第4条関係） 不正行為等に基づく取引停止の措置基準

措置要件	期間
<p>(競争入札妨害、談合等独占禁止法違反行為)</p> <p>1 学園発注の契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者</p> <p>2 学園発注以外の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p> <p>3 前各項に掲げる場合のほか、学園発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 学園発注の建設工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>6 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑法の規定による刑を宣告され契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>